

関係各位

特許関係料金、商標関係料金引き下げに関するお知らせ

平成20年4月18日
特許庁

平素より、産業財産権行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本日付で特許法等の一部を改正する法律が公布され、特許関係料金、商標関係料金の一部が改定されます。施行日につきましては、平成20年6月1日を想定しています。

主な改正内容は、下記のとおりです。また、料金改正に関する詳しい内容などは、特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）に掲載しておりますのでご確認いただくとともに、貴機関の関係者等へ広く周知いただけますようよろしくようお願いいたします。

1. 施行日以降に料金引き下げ対象となる主な料金（抜粋）

特許料（昭和63年以降の出願、かつ平成16年4月1日以降に審査請求をした出願）

	現行料金	新料金
第1年～第3年	2,600 + 請求項数 × 200円	2,300 + 請求項数 × 200円
第4年～第6年	8,100 + 請求項数 × 600円	7,100 + 請求項数 × 500円
第7年～第9年	24,300 + 請求項数 × 1,900円	21,400 + 請求項数 × 1,700円
第10年以降	81,200 + 請求項数 × 6,400円	61,600 + 請求項数 × 4,800円

商標設定登録料

	現行料金	新料金
商標登録出願	区分数 × 66,000円	区分数 × 37,600円
商標登録出願(分納)	区分数 × 44,000円	区分数 × 21,900円

商標更新登録料

	現行料金	新料金
商標登録出願	区分数 × 151,000円	区分数 × 48,500円
商標登録出願(分納)	区分数 × 101,000円	区分数 × 28,300円

出願料（特許法等関係手数料令の改定予定）

	現行料金	新料金（案）
特許出願	16,000円	15,000円
商標登録出願	6,000 + 区分数 × 15,000円	3,400 + 区分数 × 8,600円

2. 設定時の特許料・商標登録料納付期間の期間延長制度の利用

設定時の特許料、商標登録料（更新登録料を除く）の納付期間は、特許（登録）査定
の送達の日から30日ですが、出願人または代理人の請求（期間延長請求書を特許庁へ
提出）により納付期間を更に30日間延長することが可能です。

この期間延長請求により、延長した30日間が料金改正に係る法令の施行日をまたぐ
場合には、当該施行日以降に納付する特許料もしくは商標登録料は、引き下げ後の金額
にて納付可能となります。